

# 大阪府営浜寺公園便益施設設置運営事業者 募集要項の概要

## 1. 事業コンセプト

### (1) 浜寺公園概要

- ・開設済面積:75.1ha
- ・主要施設:ばら庭園、交通遊園、児童遊戯場3か所、プール、徒渉池、軟式野球場、球技広場、テニスコート(20面)ほか
- ・浜寺公園の松林:万葉の時代から「白砂青松」の景勝地として受け継がれ、幾度となく伐採の危機を乗り越え守り継がれてきた歴史的・文化的遺産  
「日本の名松100選」にも選ばれた約5,000本のクロマツ林は公園のシンボリック存在

### (2) 基本コンセプト

「浜寺公園の魅力向上のため、松林に佇む美しいシンボルエリアの創出」

### (3) 便益施設のイメージ

浜寺公園の有する松林の魅力を最大限生かした空間に、来園者に対して新たな機能を付加した施設を設置することで、これまでにない公園の新たな魅力創出につなげる。



歴史的資料に残る名松



現在の松林

### (4) 位置図



浜寺公園 第二駐車場 南側  
公募対象地 約4,000㎡  
許可面積 公募対象地のうち2,400㎡以内

## 2. 基本的条件

### (1) 許可の種類

- ・都市公園法第5条 設置許可

### (2) 設置主体及び主な許可条件

- ・公募選定により決定した事業者
- ・土地の造成、整地及び建設(内装、設備含む)等について、すべてを事業者の負担にて行う。
- ・公募対象地は国有地であり、大阪府以外の第三者が営利を目的とした建物を所有できないため、店舗については、営業期間終了後に大阪府へ無償譲渡

### (3) 使用料

- ・1,100円/年・㎡以上

### (4) 設置許可区域

- ・公募対象地約4,000㎡のうち、2,400㎡以内 (店舗 500㎡以内)

### (5) 設置許可期間

- ・最長20年(5年更新)

### (6) 義務化する主な項目

- ・多目的トイレの設置
- ・飲食物の販売及び飲食スペースの提供
- ・公園側から直接アクセスできる利用者動線の確保
- ・堺市の風致条例に準拠(緑化率30%※を確保等) ※敷地面積約1,000㎡以上の場合

### (7) 提案を求める主な項目

- ・建築物の意匠及び周辺緑化
- ・既存の松林への影響、松林との調和
- ・防災・防犯対策
- ・公園利用者、地域社会への貢献

## 3. 応募資格

- (1) 事業実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力及び実績を有する個人、法人、その他の団体、複数の法人等によって構成される連合体

### (2) 次の要件をすべて満たす者

- ・成年被後見人、準禁治産者に該当しない者
- ・会社更生法、民事再生法、破産法、会社法の申立をしていない者、申立てをされていない者
- ・大阪府暴力団排除条例に該当しない者
- ・府税に係る徴収金を完納していること 等

#### 4. スケジュール

募集要項配布	平成 29 年 12 月 4 日(月)から平成 30 年 2 月 9 日(金)まで
現地説明会	平成 29 年 12 月 21 日(木)
質問票受付	平成 29 年 12 月 4 日(月)から平成 30 年 1 月 19 日(金)まで
質問回答期日	平成 30 年 1 月 31 日(水)
提出書類受付	平成 30 年 2 月 5 日(月)から平成 30 年 2 月 9 日(金)まで
プレゼンテーション	平成 30 年 3 月 22 日(木)
選定結果の通知	平成 30 年 3 月末予定

#### 5. 最優先交渉権者の選定方法

##### (1) 資格審査

応募資格、応募提案書類、等

##### (2) 提案内容審査

###### ①書類審査

###### ②プレゼンテーション審査

##### (3) 審査項目と配点(合計 100 点)

###### ①コンセプト…10点

松林の価値の向上、公園の魅力向上

###### ②施設計画…20点

建築物の意匠、ユニバーサルデザイン計画、公園利用者の利便性向上

###### ③景観計画…20点

松林景観の保全・創出、周囲との調和、

###### ④店舗機能…10点

飲食スペース、災害時の対応、防犯対策、公園利用者への貢献、地域社会への貢献、府施策への貢献、販売品目、運営体制・形態

###### ⑤安定的・継続的な店舗運営…10点

財務状況、事業・収支計画、出店実績

###### ⑥府財政への貢献……………30点

使用料、施設整備費、維持管理費

#### 6. その他

詳細については、募集要項をご覧ください。